

平成22年3月3日

九州農政局長 宮本 敏久 様

請願者 高谷 記史

854-0073 長崎県諫早市中尾町4番15号
0957-25-2328

『国営諫早湾土地改良事業』に関する回答を求める請願書

日本国憲法第16条並びに請願法第2条及び第3条に基づき、標記事業に関する次に挙げる質疑の回答及び回答に関する対応を請願致します。

記

■回答方法

- 1, 書式 有印公文書の体裁で回答されたい。
- 2, 交付 平成22年3月26日金曜日迄に、請願者宛に投函・送付されたい。
- 3, 内容 口頭で説明を加える必要がない程度以上の内容で回答されたい。尚、明らかに出来ないものについては、それぞれ明らかに出来ない理由を明記されたい。

■質疑1 【『諫早湾調整池由来シアノトキシンの危険性に関する報告』に関する方針について】

※上記報告は平成22年1月付の、熊本保健科学大学及び熊本県立大学の教授3名の連名によるものです。

- 1-1 上記報告にあるアオコ由来毒素ミクロシスチン類に因って汚染されている可能性があると考えられる魚介類及び鳥獣類(生息域、天然、養殖の別は問わない。)で、人が摂取する(食べる)可能性があると考えられるものを示されたい。
又、潮受堤防近傍の天然の牡蠣や浅蛸、調整池内で大きくなった後に海に出る可能性のあるボラやスズキ、調整池内で生息した経験を持つ可能性のある天然の鰻やスッポン、及び調整池の水に接する機会のある鴨について、これ等が人に摂取される可能性についてどの様に考えるか示されたい。
- 1-2 1-1の回答に挙げられた、人が摂取する可能性があると考えられる魚介類及び鳥獣類について、人が摂取しない様に注意を喚起させる必要性を、どの様に考えるか示されたい。
又、行政として注意を喚起させる場合の手法を示されたい。

■質疑2 【当該事業で造成された新干拓地及び周辺既存農地での地下水の利用について】

- 2-1 新干拓地及びその周辺農地での地下水利用に関する協定について、その協定に沿わない地下水の利用を行った新干拓地の複数の入植者に対し、その利用について指導されているが、協定に絡む今後の地下水の利用に関する監視と指導方針を示されたい。
- 2-2 新干拓地での営農での水利用について、基本的には調整池からの水を使う事になっていると認識している。地下水の利用について、2-1にある協定以外に制限する取り決めの有無を示されたい。有る場合は、その具体的内容について示されたい。
又、新干拓地及びその周辺農地の地下水位に絡む地盤沈下の抑制方針を示されたい。

以上